

番号	411
特定事業の名称	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業
措置区分	通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第26条第1項第1号
特例を講ずべき法令等の現行規定	劇場等の一定の防火対象物の関係者は、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない。
特例措置の内容	<p>特区内において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(1)項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の政令第32条に基づく判断に当たってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>【要件】次の1. から5. までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。 2. 客席部に直接面する避難口を二以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見通し、かつ、識別できるとともに、歩行距離20メートル以下であること。 3. 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3メートル以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。 4. 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具(非常電源付)を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。 5. 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成20年4月中に全国展開される予定となっています。

番号	826
特定事業の名称	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
措置区分	通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校後期課程の全日制課程において、教育上特に配慮が必要な事情があると認めて、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用し、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成20年度中に全国展開される予定となっています。

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1121
特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第5条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③ 入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④ 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>※2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1130
特定事業の名称	オートレース小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小型自動車競走法施行規則第12条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認め、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第8条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③ 入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④ 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>※2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1131 (1143、1145)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成19年経済産業省令第79号)附則第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令附則第3条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知識(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。</p> <p>また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

番号	1132 (1144、1146)
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条（試験の科目等）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに係る業務に関する共通的基本知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基本知識（以下「免除対象科目」という。）が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座（e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。）を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者（以下「開設者」という。）は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。</p> <p>また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構）に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。